

九電グループにおける E M S 構築基準

九州電力株式会社
地域共生本部(環境担当)

目 次

制定 平成 15 年 3 月 31 日

改正 平成 25 年 2 月 18 日

主管 九州電力(株) 地域共生本部(環境担当)

	頁
1 目 的	1
2 適用範囲	1
3 構築段階	1
4 評 価	2
5 グループ各社のEMSへの取り組み	2
6 添付資料	2
(1) 各構築レベルの要求事項	
(2) EMS構築チェック項目と評価	

1 目 的

九電グループの環境経営の推進を図るため、グループ各社の環境マネジメントシステム（EMS）の構築について、グループ各社の実態に応じた取り組みが可能となるよう、EMSの構築レベルを段階的に区分し、各構築レベルにおける構築内容の統一的な基準を定める。

2 適用範囲

グループ環境経営推進部会加入会社に適用する。

3 構築段階

構築レベル	構築内容	評価		
		第二者		第三者 (客観性)
		基準	評価者	
第1段階	・全社で環境方針策定 ・目標達成のための体制確立 〔環境方針・環境目標・管理体制〕	EMS構築 チェック項目 第1段階適合率 90%以上	地域共生 本 九州電力(株) 部（環境担当）	――
第2段階	・事業所単位で環境方針策定 ・目標（計画書）達成のための 管理体制確立 ・文書に基づく活動の実施、評価 体制確立	EMS構築 チェック項目 第2段階適合率 90%以上		KES ^{*1} 審査登 録機関による 認証取得
第3段階	・事業所単位でISO14001(2004)に 基づき、簡易的にシステム構築	EMS構築 チェック項目 第3段階適合率 90%以上		
第4段階	・事業所単位でエコアクション21 （EA21）認証・登録	――	-	IPSuS ^{*2} による認証・ 登録
	・事業所単位でISO14001要求事項 を満足した準拠システム構築	――	-	――
第5段階	・事業所単位でISO14001認証取得	――	-	審査登録機関 (JAB ^{*3} 認定) による認証取 得
第6段階	・全社レベルでISO14001認証取得	――	-	

*1 KES：特定非営利活動法人 KES環境機構が作成した規格のことで、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの略称。

*2 IPSuS：一般財団法人 持続性推進機構の略称で、エコアクション21の事務局。

*3 JAB：公益財団法人 日本適合性認定協会の略称で、国内審査登録機関の認定を行う協会。

4 評 価

第1から第3段階の構築レベルにおいて、EMS構築チェック項目に基づき第三者（九州電力㈱地域共生本部(環境担当)）によるチェックを実施し、下表の適合率にて評価することとする。

また、第三者による認証を取得した場合は、当該段階の構築レベルとする。

なお、ISO14001に基づく準拠システム構築(第4段階)については、ISO規格における自己宣言となるため、構築会社による自己評価結果をそのまま適用する。

構築レベル	第1段階	第2段階	第3段階
チェック項目数	15	36	65
適合率	90%以上	90%以上	90%以上
適合項目数	14以上	33以上	59以上

5 グループ各社のEMSへの取り組み

グループ環境経営推進部会に加入したグループ会社は、EMSへの取り組みに当たって、EMSの構築レベルは最低限第1段階を構築するものとする。

なお、第2段階以上へのEMS構築レベルについては、グループ会社の実情によりレベルアップを図るものとする。

6 添付資料

- (1) 各構築レベルの要求事項
- (2) EMS構築チェック項目と評価

〔 ISO14001、KES、エコアクション21の要求事項等の詳細資料につきましては、事務局（九州電力㈱地域共生本部(環境担当)）までご連絡ください。 〕

以 上

(1) 各構築レベルの要求事項

要求事項 (ISO14001参考)	構築レベル						
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階		第5、6段階	
	・全社で環境方針策定 ・目標達成のための体制確立 (環境方針・環境目標・管理体制)	・事業所単位で環境方針策定 ・目標(計画書)達成のための管理体制確立 ・文書に基づく活動の実施、評価体制確立	・事業所単位でISO14001(2004)に基づき、簡易的にシステム構築	E A 21 ・事業所単位でエコアクション21(E A 21)認証・登録	・事業所単位でISO14001要求事項を満足した準拠システム構築	ISO14001認証取得 ・第5段階は事業所単位 ・第6段階は全社	
4.1 一般要求事項	-						
4.2 環境方針							
4 ・ 3 計画	4.3.1 環境側面	-					
	4.3.2 法的及びその他の要求事項	-					
	4.3.3 目的、目標及び実施計画						
4 ・ 4 実施及び運用	4.4.1 資源、役割、責任及び権限						
	4.4.2 力量、教育訓練及び自覚	-	-				
	4.4.3 コミュニケーション	-	-				
	4.4.4 文書類	-					
	4.4.5 文書管理	-	-				
	4.4.6 運用管理						
	4.4.7 緊急事態への準備及び対応	-	-				
4 ・ 5 点検	4.5.1 監視及び測定						
	4.5.2 順守評価	-					
	4.5.3 不適合並びに是正処置及び予防処置	-	-				
	4.5.4 記録の管理	-	-				
	4.5.5 内部監査(第3段階は自己評価)	-	-				
4.6 マネジメントレビュー	-						
環境活動レポートのとりまとめ・公表	-	-	-		-	-	
評価	第三者	チェック項目適合率	90%以上			-	-
		評価者	九州電力(株)地域共生本部(環境担当)			-	-
	第三者	-	KES ^{*1} 審査登録機関による認証取得	IPSuS ^{*2} による認証・登録	-	審査登録機関(JAB ^{*3} 認定)による認証取得	

* 1 KES：特定非営利活動法人 KES環境機構が作成した規格のことで、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの略称。

* 2 IPSuS：一般財団法人 持続性推進機構の略称で、エコアクション21の事務局。

* 3 JAB：公益財団法人 日本適合性認定協会の略称で、国内審査登録機関の認定を行う協会。

(2) EMS構築チェック項目と評価(1/2)

要求事項 (ISO14001参考)	構築レベル (該当レベルに印のこと)			評価
	1	2	3	適合数
4.1 一般要求事項	-	1	1	
4.2 環境方針	4	6	6	
4.3.1 環境側面	-	1	3	
4.3.2 法的及びその他の要求事項	-	4	4	
4.3.3 目的、目標及び実施計画	3	8	8	
4.4.1 資源、役割、責任及び権限	6	6	6	
4.4.2 力量、教育訓練及び自覚	-	-	4	
4.4.3 コミュニケーション	-	-	3	
4.4.4 文書類	-	1	2	
4.4.5 文書管理	-	-	4	
4.4.6 運用管理	1	1	3	
4.4.7 緊急事態への準備及び対応	-	-	2	
4.5.1 監視及び測定	1	2	5	
4.5.2 順守評価	-	2	2	
4.5.3 不適合並びに是正処置 及び予防処置	-	-	2	
4.5.4 記録の管理	-	-	2	
4.5.5 内部監査*	-	-	4	
4.6 マネジメントレビュー	-	4	4	
チェック項目数(総数)	15	36	65	

* : 第3段階は自己評価との位置付け

総合評価

構築レベル		総合評価 (適合率90%以上)
チェック項目数		
適合項目数		
適合率		

(2) EMS構築チェック項目と評価(2/2)

要求事項 (ISO14001参考)	チェック項目(質問事項)		構築レベル (該当レベルに印のこと)			評価 (○:適合 ×:不適合)	評価基準 (評価基準は原則的なものであり、各社の構築レベル、構築方法等により適宜判断する)
			1	2	3		
4.1 一般要求事項	1 EMSの適用範囲を定め、文書化されているか	Q1 適用範囲が明確になっているか					A1 文書(手順書)により確認できること
			0	1	1	0	
4.2 環境方針	1 環境方針が制定されているか	Q1 トップマネジメントが制定しているか					A1 記録によりトップマネジメントである組織の長が制定していることが確認できること
		Q2 制定日が明確になっているか					A2 記録により確認できること
	環境方針には下記要件が盛り込まれているか 事業規模、活動等との環境影響が整合	Q3 環境方針の内容に左記 ~ を含んでいるか					A3 環境方針の記載内容等と要求事項との整合が説明できること
	2 継続的改善及び汚染の予防 法規制等の遵守 目的・目標を設定し見直す枠組み						
	3 環境方針は文書化されているか	Q4 環境方針を文書化しているか					A4 文書(手順書)により確認できること
	4 組織で働く又は組織のために働くすべての人への周知及び一般の人への公表はされているか	Q5 組織で働く又は組織のために働くすべての人へ周知されているか					A5 文書(手順書)及び記録により確認できること
		Q6 一般の人へ公表されているか					A6 文書(手順書)により確認できること
			4	6	6	0	
4.3 計画	1 組織が管理できる環境側面及び組織が影響を及ぼすことができる環境側面を抽出、特定する手順があるか	Q1 環境側面を抽出する手順があるか					A1 文書(手順書)により確認できること
4.3.1 環境側面	2 環境に著しい影響を与える又は与える可能性のある著しい環境側面を決定する手順があるか	Q2 著しい環境側面を決定する手順があるか					A2 文書(手順書)により確認できること
	3 環境側面の最新性が維持されているか	Q3 最新性を維持するための手順があるか					A3 文書(手順書)により確認できること
			0	1	3	0	
4.3.2 法的及びその他の要求事項	1 環境側面に適用可能な法及びその他の要求事項が特定されているか	Q1 適用可能な法規制が明確になっているか					A1 文書(手順書)、説明等により確認できること
		Q2 その他の要求事項が明確になっているか					A2 文書(手順書)又は記録により確認できること
	2 特定し参照できる手順があるか	Q3 特定し参照する手順があるか					A3 文書(手順書)により確認できること
	3 EMSの確立、実施、維持するうえで、法的及びその他の要求事項が考慮されているか	Q4 最新性を維持する手順があるか(常に新しいものが参照できるか)					A4 文書(手順書)により確認できること
			0	4	4	0	

要求事項 (ISO14001参考)	チェック項目(質問事項)		構築レベル (該当レベルに印のこと)			評価 (○:適合 ×:不適合)	評価基準 (評価基準は原則的なものであり、各社の構築レベル、 構築方法等により適宜判断する)		
			1	2	3				
4.3.3 目的、目標及び実施計画	1	目的・目標は策定されているか	Q1	組織としての目的・目標を設定しているか			A1	文書(手順書)又は記録により確認できること	
	2	設定しレビューするとき下記事項を考慮しているか 法的及びその他の要求事項 著しい環境側面 技術上の選択肢 財務上、運用上及び事業上の要求事項 利害関係者の見解	Q2	目的・目標を設定し、レビューをするときの考慮事項を明確にしているか				A2	文書(手順書)により確認できること
	3	環境方針と整合しているか	Q3	方針と目的・目標が確実に整合しているか				A3	記録により確認できること
	4	目的・目標を達成するための実施計画を作成しているか	Q4	組織全体の実施計画を作成しているか				A4	文書(手順書)により確認できること
	5	実施計画には責任、手段及び日程が含まれているか	Q5	目的・目標を達成するための責任者は明確になっているか				A5	文書(手順書)により確認できること
Q6			目的・目標を達成するための手段が明確になっているか				A6	文書(手順書)により確認できること	
Q7			実施計画で目標に対する実績が確認できるか				A7	記録により確認できること	
6	実施計画が維持されているか(見直し・改訂されているか)	Q8	維持する手順があるか				A8	文書(手順書)により確認できること	
				3	8	8	0		
4.4 実施及び運用 4.4.1 資源、役割、責任及び権限	1	EMSのための役割、責任及び権限を明確にし、それが文書化されているか	Q1	役割、責任及び権限を文書化しているか				A1	文書(手順書)により確認できること
	2	EMSの審議機関が設置されているか	Q2	EMS活動のための会議体はあるのか				A2	文書(手順書)により確認できること
			Q3	環境管理委員会での審議事項が経営層へ報告される仕組みとなっているか				A3	文書(手順書)により確認できること
	3	役割、責任、権限を定め全従業員に周知しているか	Q4	周知を行う手順があるか				A4	文書(手順書)又は記録により確認できること
	4	トップマネジメントはEMS活動のための特定の責任者を選任しているか	Q5	必要な責任者を選任しているか				A5	文書(手順書)又は記録により確認できること
	5	改善のための提案をトップマネジメントに報告しているか	Q6	改善のための提案をトップマネジメントへ報告しているか				A6	記録により確認できること
					6	6	6	0	
4.4.2 力量、教育訓練及び自覚	1	著しい環境影響の原因となる可能性をもつ作業を組織で実施する又は組織のために実施するすべての人が適切な教育訓練を受けているか、または経験に基づく力量をもっているか	Q1	力量が必要な要員は明確になっているか				A1	文書(手順書)により確認できること
			Q2	教育訓練計画はあるのか				A2	文書(手順書)又は記録により確認できること
			Q3	適切な訓練は実施されているか				A3	記録により確認できること
	2	教育訓練のニーズを明確にしているか	Q4	教育訓練のニーズを明確にした文書はあるのか				A4	文書(手順書)により確認できること
					0	0	4	0	

要求事項 (ISO14001参考)	チェック項目 (質問事項)		構築レベル (該当レベルに印のこと)			評価 ○:適合 ×:不適合	評価基準 (評価基準は原則的なものであり、各社の構築レベル、構築方法等により適宜判断する)	
			1	2	3			
4.4.3 コミュニケーション	1	階層及び部門間での内部コミュニケーションの手順が確立され維持されているか	Q1	内部コミュニケーションの手順があるか			A1 文書(手順書)により確認できること	
	2	外部コミュニケーションの手順が確立され維持されているか	Q2	外部コミュニケーションの手順があるか、またこの記録はあるか			A2 文書(手順書)により確認できること	
	3	著しい環境側面についての外部コミュニケーションの決定は文書化されているか	Q3	環境情報に関して、公開を要求された場合の対応方針及び対応手順を決定しているか			A3 文書(手順書)又は記録により確認できること	
				0	0	3	0	
4.4.4 文書類	1	EMS文書はどんなものがあるか	Q1	関連する文書(引用文書など)が参照できる手順となっているか			A1 文書(手順書)により確認できること	
			Q2	EMSを実行するための環境マネジメントマニュアルを作成しているか(KES)			A2 文書(手順書)により確認できること	
				0	1	2	0	
4.4.5 文書管理	1	EMS及び規格に関する全ての文書を管理する手順が確立され実施され維持されているか	Q1	文書を見直し、必要に応じて改訂して最新状態にしているか			A1 記録により確認できること	
			Q2	廃止文書は識別され、旧版管理をしているか			A2 文書(手順書)又は記録により確認できること	
			Q3	文書の発行責任者・発行日付が明確になっているか(KES)			A3 文書(手順書)又は記録により確認できること	
			Q4	文書の有効期限のあるものは明確になっているか(KES)			A4 文書(手順書)により確認できること	
				0	0	4	0	
4.4.6 運用管理	1	環境方針及び目的、目標の運用管理がなされているか	Q1	目的、目標達成のための管理手順はあるか			A1 文書(手順書)又は記録により確認できること	
	2	環境方針及び目的、目標達成のために文書化した手順があるか	Q2	手順には運用基準が明記されているか			A2 文書(手順書)により確認できること	
	3	供給者(請負者含む)に関連手順及び要求事項が伝達されているか	Q3	伝達するための管理手順は明確になっているか			A3 記録により確認できること	
				1	1	3	0	
4.4.7 緊急事態への準備及び対応	1	潜在的な緊急事態及び事故を特定するための環境影響に対応する手順があるか	Q1	予防して緩和する手順はあるか			A1 文書(手順書)により確認できること	
			Q2	手順を定期的に点検しているか			A2 文書(手順書)又は記録により確認できること	
				0	0	2	0	
4.5点検 4.5.1 監視及び測定	1	著しい環境影響を与える可能性がある運用の鍵となる特性を定期的に監視、測定するための手順が文書化され、実施され維持されているか	Q1	監視、測定の手順は文書化されているか			A1 文書(手順書)により確認できること	
			Q2	運用の鍵となる項目を定期的に監視、測定しているか			A2 文書(手順書)又は記録により確認できること	
	2	実施計画の進捗状況は管理されているか	Q3	進捗状況は環境管理責任者及び経営層に報告されているか			A3 記録により確認できること	
	3	監視及び測定機器の管理は確実に実施されているか	Q4	EMSの監視機器は識別されているか			A4 文書(手順書)により確認できること	
			Q5	監視機器、測定機器の校正は、定期的実施されているか ・校正記録等はあるか			A5 記録により確認できること	
				1	2	5	0	

要求事項 (ISO14001参考)	チェック項目 (質問事項)		構築レベル (該当レベルに印のこと)			評価 ○:適合 ×:不適合	評価基準 (評価基準は原則的なものであり、各社の構築レベル、構築方法等により適宜判断する)	
			1	2	3			
4.5.2 順守評価	1	EMSに関連する法的及びその他の要求事項の遵守状況を定期的に評価しているか	Q1 定期的に評価するための手順はあるか				A1 文書(手順書)により確認できること	
			Q2 評価した記録はあるか				A2 記録により確認できること	
				0	2	2	0	
4.5.3 不適合並びに是正処置	1	顕在及び潜在の不適合に対する修正、是正処置及び予防処置の手順が確立され、維持されているか	Q1 不適合を是正または予防する手順はあるか				A1 文書(手順書)により確認できること	
			2	とられた是正処置及び予防処置を手順に反映しているか	Q2 是正処置を実施した場合、EMS文書に確実に反映する手順となっているか			
				0	0	2	0	
4.5.4 記録の管理	1	環境記録の識別、維持、廃棄の手順が確立されているか	Q1 EMS記録の識別方法は定めているか				A1 文書(手順書)により確認できること	
			Q2 保管責任者、保管場所、保管要領、保管期限を定めているか				A2 文書(手順書)により確認できること	
				0	0	2	0	
4.5.5 内部監査 (第3段階 自己評価)	<自己評価>							
	1	環境マネジメントシステム全体を自己評価する手順を定めて文書化しているか 評価は内部で評価チームを編成し定期的に次の項目について実施しているか ・EMS全体が規格の要求事項及び組織が定めた取り決めに合っているか ・EMSが適切に実施され管理されているか	Q1 自己評価する手順を定めて文書化しているか				A1 文書(手順書)により確認できること	
			Q2 内部で評価チームを編成しているか				A2 文書(手順書)により確認できること	
	2	自己評価の計画は、スケジュール、活動が環境に影響を及ぼす重要性及び全快の自己評価の結果の確認を含めているか	Q3 自己評価の手順は以下の項目を明確にしているか ・自己評価を行う範囲、頻度、組織、責任者、担当者の資格、やり方、結果の伝達 ・前回の自己評価の結果の確認				A3 文書(手順書)及び記録で説明できること	
3	評価結果の記録は、経営層に報告しているか	Q4 評価結果は、終了後速やかに経営層へ報告しているか				A4 記録により説明できること		
				0	0	4	0	
4.6 マネジメントレビュー	1	トップマネジメント自らが定期的にレビューする手順が定められているか	Q1 定期的にレビューする手順を定めているか				A1 文書(手順書)により説明できること	
			2	マネジメントレビューへのインプット情報が収集されるような手順となっているか	Q2 インプット情報が明確になっているか			A2 文書(手順書)により説明できること
	3	マネジメントレビューからのアウトプットには環境方針、目的、目標及びその他のEMSの要素の変更を含んだ手順となっているか	Q3 見直しを実施したか				A3 記録により説明できること	
			Q4 見直しの際、環境方針、目的、目標その他の要素の変更に言及しているか				A4 記録により説明できること	
				0	4	4	0	